

## 関税法第69条第1項の規定に基づき、同法 第67条の検査を行う場所を指定する掲示

関税法（昭和29年法律第61号）第69条第1項の規定に基づき、同法第67条の検査を行う場所を次のように指定し、令和7年4月1日から施行する。

なお、「関税法第69条第1項の規定に基づき、同法第67条の検査を行う場所を指定する掲示」（令和6年3月25日掲示第72号）は廃止する。

### 1 神戸税関管内（支署長が指定する区域を除く。）の検査場所は、次に掲げる場所とする。

#### (1) 保税地域

- (2) 指定保税地域の指定を受けた岸壁にけい留された船舶（本船扱い検査の場合に限る。）
- (3) 次に掲げる場所に係留されたはしけ（ふ中扱い検査の場合に限る。）

ア 新港第2突堤から新港東ふ頭西岸壁までの間（三井倉庫株式会社三井桟橋を含む。）の物揚場（新港第3突堤西側基部から南へ160mの間を除く。）

イ 新港東ふ頭背後協同飼料株式会社旧神戸工場から新港第1号上屋までの物揚場

ウ 新港東ふ頭東岸壁北端より南へ100mの間の物揚場

エ 兵庫ふ頭A～E岸壁

オ 兵庫突堤背後地物揚場

カ 摩耶埠頭基部西側から摩耶大橋東側取付基部までの間の物揚場

キ 摩耶大橋東側取付基部（南側）摩耶埠頭西岸壁北端より西へ100mの間の物揚場

ク ポートアイランド北東物揚場（北公園の東前面200mを除く。）

ケ ドルフィンバース A～J

コ 六甲アイランド北物揚場 第5, 6区（当該物揚場西側北端から南端に至るまでの場所及び六甲大橋以東を除く。）

#### (4) 税関官署構内

- (5) 神戸税関ポートアイランドコンテナ検査センター
- (6) 神戸税関六甲アイランドコンテナ検査センター
- (7) ポートターミナル2階旅具検査所、1階待合ロビー及び船客カウンター
- (8) 中突堤旅客ターミナル旅具検査所、中突堤B C岸壁及び荷さばき地
- (9) ヒラタ学園神戸エアセンター旅具検査所
- (10) 神戸空港第1ターミナルビル旅具検査所
- (11) 神戸空港第2ターミナルビル国際線
  - ア 出入国旅具検査場及び手荷物荷捌場
  - イ 出入国事務室及び出国窓口
  - ウ 出発・到着ロビーから保安検査場までの区域及び出発搭乗口

2 前項の規定にかかわらず、絶滅のある野生動植物の種の国際取引に関する条約(昭和55年条約第25号)附属書I、附属書II及び附属書IIIの掲げる種(日本国が留保を付しているものを除く。)の標本(同条約第1条(b)に規定する標本をいう。)に該当する輸入貨物の検査場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 携帯品等旅具通関貨物

ア 本関

イ ポートターミナル旅具検査所

ウ 中突堤旅客ターミナル旅具検査所

エ ヒラタ学園神戸エアセンター旅具検査所

オ 神戸空港第1ターミナルビル旅具検査所

カ 神戸空港第2ターミナルビル国際線入国旅具検査場及び入国事務室

キ 六甲アイランド旅具検査所

(2) (1)以外の貨物

ア 神戸市内(須磨区、西区、垂水区及び北区を除く。)の各保税地域

イ 本関構内

ウ 特例輸入者又は認定通関業者がワシントン条約附属書IIIに掲げる種に該当する貨物について、本間に輸入申告を行う場合であって、税関の検査に支障がないと認められる場合には、次に掲げる官署の管轄区域内の保税地域及び当該官署構内

(ア) 広島税関支署

(イ) 小松島税関支署

(ウ) 坂出税関支署詫間出張所